

# 第49回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社DTS

「事業報告」の一部、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## **業務の適正を確保するための体制**

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、改めて次のとおり決議いたしました。

### 内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令および定款を遵守し、業務の適正を確保するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下の考え方のもと内部統制システム構築に関する体制を整備し、適切に運用するとともに、環境の変化に応じその継続的改善に努めるものとする。

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ② 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。
- ③ 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ④ 内部統制推進部門を設置し、内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ⑤ 事業活動から独立した立場で内部監査を行う部門として監査室を設置し、監査室は、内部統制システム構築に関する体制整備の実行状況を監視するとともに、改善が必要な場合には指摘を行う。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性確保への適切な取り組みを行う。

### 内部統制システムに関する個別体制

#### (1) 当該株式会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ② 「D T S コンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、研修等を通じて指導する。
- ③ 「D T S グループ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを、断固として排除する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について当社の社員等が相談および通報を行う手段として「ヘルpline」を設ける。
- ⑤ 監査室は、年間の監査計画を作成するとともに、事業活動から独立した立場で内部監査を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために必要な規程および体制を整備する。

**(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役の職務の執行にかかる文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報の取り扱いは「情報資産管理規程」に定め、同規程に従い検索性の高い状態で保存し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 役員および社員の職務執行に必要な情報の保存、管理および有効活用のため、社内情報システムを整備する。
- ③ 情報の管理に関しては、情報セキュリティについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。  
なお、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

**(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するリスク管理を統括する責任者を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応計画を定める。また、リスクの発生の有無について継続的に監視を行う。
- ② 大規模災害等の発生に対しては、緊急時の対応を定めるとともに、事業の継続を確保するための規程および体制を整備する。
- ③ 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するプロジェクト開発を統括する責任者を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、所定の基準に該当するプロジェクトについては、受注可否の審議や出荷判定等を行うことにより効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

**(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は「職務権限規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- ② 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- ③ 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図ると共に、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- ④ 業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置する。また業績目標に対する実績管理を行うため、「経営会議」において月次業績を報告する。

**(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 企業集団における業務の適正を確保するため関係会社所管部門を設置し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導および助言を行う。
- ② グループ会社の非常勤役員として配置された者は、当社の関係会社所管部門と連携のうえ、グループ会社における法令の遵守および業務の適正を確保するため、指導および助言を行う。
- ③ グループ横断的な会議を開催することにより、グループ間の情報共有化を図り、業務の適正を確保する。

**(6) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**

- ① 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、所定の基準に該当するものについては当社取締役会付議事項とする。

**(7) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社のリスクマネジメント委員会は、グループ各社の問題点とこれに対する対応計画を把握し、当計画の進捗状況について定期的に報告を受ける。また同委員会はグループ各社でのリスク発生について継続的に監視を行う。
- ② 所定の基準に該当するグループ各社のプロジェクトについては、当社のプロジェクト推進会議において、受注可否の審議や出荷判定等を行い、効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

**(8) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① グループ各社ごとの事業推進においては、各社の社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。ただし特定の事項については、当社の「関係会社管理規程」の定めに従うものとする。
- ② 当社は、グループ全体で共有する目標を定め浸透を図る。グループ各社はこの目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画に基づき、短期事業計画と予算を設定し、当社へ定期的に報告する。

**(9) 当該株式会社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社はグループ共通のコンプライアンスガイドを定めグループ各社に展開し指導および助言を行う。
- ② 法令上疑義のある行為等についてグループ各社の社員等が相談および通報を行う手段として「グループ・ヘルpline」を設ける。

- (10) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
- ① 監査役は、その職務を補助する社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。
- (11) 前号の社員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき社員の人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重する。
- (12) 当該監査役設置会社の監査役を補助する社員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役より、監査の実施に当たり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けない。
- (13) 当該監査役設置会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席することができる。
- ② 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および社員の説明を求めることができる。
- ③ 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告する。
- イ. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項  
ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項  
ハ. コンプライアンス上重要な事項
- ニ. その他上記イ. からハ. に準じる事項
- ④ 社員は前項イ. からニ. に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接報告することができる。
- (14) 当該株式会社の子会社の取締役、及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告をするための体制
- ① 当社の監査役は、グループ会社に対する事業計画ヒアリング等に出席することができる。
- ② 当社の監査役は、グループ会社の文書を閲覧し、必要に応じグループ会社の取締役等に説明を求めることができる。
- ③ 以下に定める事項を発見したグループ会社の取締役、および社員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に直接報告することができる。
- イ. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項  
ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項  
ハ. コンプライアンス上重要な事項  
ニ. その他上記イ. からハ. に準じる事項

- (15) 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたこと理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 通報者の保護および守秘義務を明示した、「内部通報制度運用規程」を定める。なお社員等が閲覧できる環境を整備する。
- (16) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が定める監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的に発生した事象に対応するために必要な費用については、前払いまたは償還できることとする。
- (17) その他当該監査役設置会社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと隨時意見交換会を開催することができる。
- ② 監査役は、適切な職務執行のため、子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換を行うことができる。
- ③ 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

## **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

### **(1) 法令および定款に適合するための体制**

当社およびグループ各社は、役員、社員、パートナー企業社員を対象としたコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

役員および社員の職務執行に必要な情報の管理に関しては情報セキュリティ、個人情報保護に関する体制を整備し「情報資産管理規程」に基づき適切に運用を行っております。

### **(2) リスク管理体制**

当社は、さまざまなリスクを適切に管理するため「リスクマネジメント委員会」を設置し、定期的にリスク評価と問題点の把握を行うとともにに対応計画を策定しております。またリスクの発生の有無についても定期的に監視を行っております。さらに、グループ会社の重要リスクについても「リスクマネジメント委員会」にてリスクの状況や対応計画の実施状況を確認し、グループ各社のリスク管理体制の向上に向けて支援しております。

### **(3) 取締役の職務執行**

当社は、2020年度において取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。グループ会社に関する事項については「関係会社管理規程」を定め、適切に対応しております。また、当社では役付執行役員制度を導入しており、取締役会による意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ的確に業務執行が行える経営体制を確保しております。さらに取締役会の定める経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、「経営会議」を33回開催し、方針および計画、その他重要事項を協議しております。

### **(4) 監査役の職務執行**

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。2020年度において監査役会は9回開催しております。また、代表取締役社長との会合を2回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、グループ会社の監査役等とも意見交換を行い、連携してグループ各社の監査を実施しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,113,000	6,215,781	46,336,183	△4,185,444	54,479,521
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△2,764,573		△2,764,573
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			7,593,533		7,593,533
自 己 株 式 の 取 得				△1,000,210	△1,000,210
連 結 範 囲 の 変 動			△52,270		△52,270
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,776,690	△1,000,210	3,776,479
当 期 末 残 高	6,113,000	6,215,781	51,112,873	△5,185,654	58,256,000

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	667,248	△37,286	△25,727	604,234	5,314	55,089,070
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当						△2,764,573
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益						7,593,533
自 己 株 式 の 取 得						△1,000,210
連 結 範 囲 の 変 動						△52,270
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	293,071	4,680	111,546	409,298	134,503	543,802
当 期 変 動 額 合 計	293,071	4,680	111,546	409,298	134,503	4,320,281
当 期 末 残 高	960,319	△32,605	85,818	1,013,533	139,818	59,409,352

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

デジタルテクノロジー株式会社

株式会社DTSインサイト

日本SE株式会社

株式会社DTS WEST

前連結会計年度まで持分法非適用の関連会社であったDTS SOFTWARE VIETNAM CO., LTD.、大連思派電子有限公司および株式会社思派電子ジャパンの3社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社DTSパレット

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社DTSパレット）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月31日 5社

3月31日 7社

#### (2) 連結計算書類作成にあたっては、12月31日を決算日とする連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

(イ) 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により算定しております。

(ロ) 時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

(イ) 商品及び製品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 原材料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ニ) 貯蔵品 …… 最終仕入原価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として3年間で均等償却する方法を採用しております。

###### ② 無形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後、主として3年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（10年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

###### ③ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完工工事高及び完工工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（9年）にわたり定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

### 1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「役員退職慰労引当金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

### 2. 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「団体定期保険配当金」と「保険事務手数料」、「営業外費用」の「自己株式取得費用」と「為替差損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

### 3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 工事進行基準の適用による工事収益の認識

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
売上高	90,493,206
(うち工事進行基準売上高)	1,829,504

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社グループは、受注制作ソフトウェア開発等の成果物引き渡し義務を負う重要な請負契約について、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合に、収益の計上基準として工事進行基準を適用しております。

工事進行基準の適用にあたっては、プロジェクトの工事原価総額および連結会計年度末における進捗度を合理的に見積もる必要があります、当社グループは進捗度をプロジェクトの工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算出しております。

##### ② 主要な仮定

工事原価総額は、原則として工事契約ごとの作業内容および工数を要員別の単価に乘じることで合理的に見積もっております。

当社は、工事収益総額が一定以上または必要と認めたプロジェクトの受注可否を審議することや

プロジェクトの進捗状況を定期的にモニタリングすることを目的としたプロジェクト推進会議を設置しており、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、工事原価総額を見直しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当社は、発生原価と見積原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の工事原価総額を妥当なものと考えておりますが、将来の状況の変化によって実績と見積りが乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## 2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
受注損失引当金	51,450

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

個別受注契約のプロジェクトにおいて、工事原価総額が工事収益総額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積もることができる場合に、将来の損失見込額を受注損失引当金として算出しております。

#### ② 主要な仮定

工事原価総額は、原則として工事契約ごとの作業内容および工数を要員別の単価に乘じることで合理的に見積もっております。

当社は、工事収益総額が一定以上または必要と認めたプロジェクトの受注可否を審議することやプロジェクトの進捗状況を定期的にモニタリングすることを目的としたプロジェクト推進会議を設置しており、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、工事原価総額を見直しております。

#### ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当社は、発生原価と見積原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見積もった将来の損失見込額を妥当なものと考えておりますが、将来の状況の変化によって実績と見積りが乖離した場合は、当社グループの損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

2,846,053千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は51,114千円であります。

2. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、133,340千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	50,444,532	-	-	50,444,532
自己株式（注）				
普通株式	4,183,214	444,273	-	4,627,487

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加444,273株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加444,100株および単元未満株式の買取による増加173株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,619,146	35	2020年3月31日	2020年6月22日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	1,145,427	25	2020年9月30日	2020年11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,603,596	利益剰余金	35	2021年3月31日	2021年6月25日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを原則とし、資金の調達が必要な場合には、主に銀行からの借入を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを内包しております。

有価証券および投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および余資運用目的の社債であり、市場価格の変動リスクを内包しております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用調査等による財務状況等の把握を通じて信用リスクの低減を図っております。

##### ② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新し、事業運営に必要な手許流動性を持続的に確保するための管理を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません  
(注) 2. を参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価 ((注)1. を参照)	差額
(1) 現金及び預金	43,705,164	43,705,164	-
(2) 受取手形及び売掛金	16,069,449	16,069,449	-
貸倒引当金 (※)	△5,741	△5,741	-
(3) 有価証券および投資有価証券	6,177,636	6,177,636	-
<b>資産計</b>	<b>65,946,508</b>	<b>65,946,508</b>	<b>-</b>
(1) 買掛金	5,157,861	5,157,861	-
(2) 未払金	1,125,664	1,125,664	-
(3) 未払法人税等	2,370,168	2,370,168	-
<b>負債計</b>	<b>8,653,693</b>	<b>8,653,693</b>	<b>-</b>

(※) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金

預金は全て短期のものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券および投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### 負債

##### (1) 買掛金

買掛金はほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 未払金および(3) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	30,000
非上場株式等	270,084

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、  
「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,293円61銭
1株当たり当期純利益	165円49銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、ならびに株主の皆様へのより一層の利益還元を図ることを目的としております。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

395,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.86%）

(3) 株式の取得価額の総額

1,000,000千円（上限）

(4) 取得期間

2021年4月30日から2021年6月11日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付（証券会社による投資一任方式）

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益	利益剰余金合計
当期首残高	6,113,000	6,190,917	1,223,751	7,414,669	411,908	11,170,000	31,250,745	42,832,653
当期変動額								
剰余金の配当							△2,764,573	△2,764,573
当期純利益							6,596,396	6,596,396
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,831,823	3,831,823
当期末残高	6,113,000	6,190,917	1,223,751	7,414,669	411,908	11,170,000	35,082,568	46,664,477

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4,185,444	52,174,879	667,248	667,248	52,842,128
当期変動額					
剰余金の配当		△2,764,573			△2,764,573
当期純利益		6,596,396			6,596,396
自己株式の取得	△1,000,210	△1,000,210			△1,000,210
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			293,071	293,071	293,071
当期変動額合計	△1,000,210	2,831,612	293,071	293,071	3,124,684
当期末残高	△5,185,654	55,006,492	960,319	960,319	55,966,812

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 ..... 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- ① 時価のあるもの ..... 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により算定しております。
- ② 時価のないもの ..... 移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商 品 ..... 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 仕 掛 品 ..... 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (3) 貯 蔵 品 ..... 最終仕入原価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3年～47年
-----	--------

工具、器具及び備品	2年～15年
-----------	--------

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（10年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可

能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 ..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金 ..... 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 ..... 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 受注損失引当金 ..... 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 ..... 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事  
工事完成基準

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

1. 貸借対照表

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

2. 損益計算書

- (1) 前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。
- (2) 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「不動産賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 工事進行基準の適用による工事収益の認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
売上高	65,430,738
(うち工事進行基準売上高)	1,523,064

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 工事進行基準の適用による工事収益の認識」の内容と同一であります。

2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
受注損失引当金	45,108

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,952,997千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	74,026千円

短期金銭債務	606,588千円
--------	-----------

(損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、45,108千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	93,358千円
外注費	2,709,690千円
その他の営業取引高	1,574,759千円
営業取引以外の取引による取引高	475,772千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

項目	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,183,214	444,273	-	4,627,487

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加444,273株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加444,100株および単元未満株式の買取による増加173株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

總延税金資産

賞与引当金	649, 977千円
退職給付引当金	167, 503千円
未払事業税	119, 701千円
未払費用（社会保険料）	101, 116千円
関係会社株式	42, 413千円
資産除去債務	41, 405千円
ソフトウェア	37, 445千円
前払費用	29, 260千円
ゴルフ会員権	28, 857千円
その他	55, 656千円
總延税金資産合計	1, 273, 339千円

總延税金負債

その他有価証券評価差額金	△421, 793千円
資産除去債務に対応する除去費用	△23, 144千円
總延税金負債合計	△444, 937千円
總延税金資産の純額	828, 402千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1, 221円53銭
1株当たり当期純利益	143円76銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

自己株式の取得

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議いたしました。

なお、詳細については、連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりであります。

**(その他の注記)**

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。